

## 加算等に関する説明同意書（医療保険）

以下の項目について必要事項の説明を受けた場合には、裏面にサインをお願いいたします。

- 退院時共同指導加算：8,000 円/退院時 1 回のみ算定  
在宅にて訪問看護を受ける予定のご利用者様に対して、退院前に主治医等と共に必要な指導を行った場合に加算されます。
- 退院支援指導加算：6,000 円または、8,400 円  
厚生労働大臣が定める疾病や状態にあるご利用者様に対して、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- 24 時間対応体制加算：6,800 円/月 1 回  
ご利用者様、ご家族様からの電話などに 24 時間対応できる体制にあり、必要に応じて緊急訪問看護を行う体制をとっています。
- 特別管理加算：2,500 円または 5,000 円/月 1 回  
厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者様に対して、訪問看護を行った場合に加算されます。
- 緊急訪問加算：2,650 円/1 回  
診療所または在宅療養支援病院の医師の指示のもと、緊急訪問を行い、訪問看護を行った場合に加算されます。
- 夜間・早朝訪問看護加算：2,100 円/日　深夜訪問看護加算：4,200 円/日  
夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）早朝（午前 6 時～午前 8 時まで）深夜（午後 10 時～翌午前 6 時まで）訪問看護を行った場合に加算されます。
- 難病等複数回訪問看護　1 日 2 回：4,500 円/日　1 日 3 回以上：8,000 円/日  
難病等の疾病や、特別指示が交付されたご利用者様に対して、必要に応じて 1 日に 2 回または 3 回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。
- 長時間訪問看護加算：週 1 回　6,400 円  
特別訪問看護指示書による訪問看護を行っているご利用者様や、特別管理加算の対象となっているご利用者様に対して、訪問看護提供時間が 90 分を超えた場合に加算されます。

- 複数名訪問看護加算：週 1 回 4,500 円  
必要があつて同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合に加算されます（ご利用者様またはご家族様等の同意を得ることが必須）。
  
- ターミナルケア療養費：25,000 円  
訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、ご利用者様及びご家族様に対して説明した上でターミナルケアを行い、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施した場合に加算されます（ターミナルケアを行つた後、24 時間以内に在宅以外で死亡された場合を含みます）。
  
- 看護・介護職員連携強化加算：2,500 円  
訪問看護ステーションがご利用者様に対して喀痰吸引等の業務をおこなう介護職員等と連携し、患者に対して安全なサービス提供や支援した場合に加算されます（口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃瘻または腸瘻による経管栄養または経鼻経管栄養）。
  
- 訪問看護情報提供療養費：1,500 円  
訪問看護ステーションから自治体への情報提供が効果的に実施されるよう、状態等を報告し連携した場合に算定されます。
  
- 乳幼児加算：1,300 円/日または 1,800 円/日  
6 歳未満のご利用者様に対して訪問看護を実施した場合に加算されます。  
更に、厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者様に対して、訪問看護を行つた場合に加算されます。
  
- ベースアップ評価料：780 円/月  
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合に算定されます。
  
- 訪問看護医療 DX 情報活用加算：50 円/月  
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得したうえで指定訪問看護の実施にかんする計画的な管理を行つた場合に算定されます。
  
- 交通費
  - ・ 10km 未満 300 円
  - ・ 10km 以上～15km 未満 400 円
  - ・ 15km 以上 500 円

□ 特別な加算料金

- 死後の処置料：5,000 円
  - 規定時間を超える訪問看護（業務時間延長）：1,000 円/30 分につき
  - 基本外訪問看護利用料金（4 回目以降）：3,000 円/1 時間ににつき

以上の項目について、必要とされる事項について説明を受け、同意の可否については記載のとおりです。

年 月 日

利用者  
(代理人) サインまたは印

説明者 印